

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）庁内における推進体制

①中心市街地活性化を担当する組織

○平成19年4月、産業局（現商工観光局）に「中心市街地活性化推進室」を設置

②姫路市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

○平成20年4月、中心市街地活性化に関連する市庁内の調整・情報収集並びに検討・協議を行う組織として、関係局長級で構成される姫路市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置。同委員会内には、関係各課長級で構成される所掌事項に関する個別事項を検討するワーキンググループを設置

姫路市中心市街地活性化基本計画策定委員会の構成

区 分	所 属
委員長	副市長
副委員長	副市長
委 員	技術審議監、市長公室長、財政局長、健康福祉局長、商工観光局長、都市局長、建設局長、姫路駅周辺整備本部副本部長、教育次長

（開催状況）

平成20年4月11日から平成20年11月12日にかけて計5回開催している。

（2）学識経験者、市民等からの提言

①姫路市中心市街地活性化懇話会の設置

姫路市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、学識経験者、市民等から広く提言を求めため、平成20年5月、姫路市中心市街地活性化懇話会を設置

姫路市中心市街地活性化懇話会の構成

区 分	機関・団体名	役 職
学識経験者	兵庫県立大学	経済学部教授
	兵庫県立大学	環境人間学部教授
住民代表	姫路市連合自治会	副会長
	姫路市連合婦人会	書記
経済界	姫路商工会議所	商業振興委員会委員長
商業関係	姫路市商店街連合会	会長
観光関係	姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
まちづくり団体	姫路・大手前通り街づくり協議会	会長
議 会	姫路市議会	議員
公 募	公募委員	
	公募委員	

(開催状況)

平成 20 年 5 月 20 日から平成 20 年 11 月 20 日にかけて計 4 回開催している。

② 中心市街地商業事業者意見交換会

中心市街地活性化において商業等を営む代表者を対象に、中心市街地全般や基本計画に対する意見を自由に交換する場として「中心市街地商業事業者意見交換会」を開催し、以下のようなテーマで討議を行った。

(意見交換会での検討経緯)

・平成 19 年 11 月 29 日

中心市街地の最近 10～15 年の変化、これから 10～20 年後のあり方、将来像を実現するための方策等に関する自由討議（ワークショップ形式）

(3) (株)まちづくり姫路の設立

官民協同のまちづくり機関として、「中心市街地の活性化に関する法律」の規定に基づき、平成 20 年 6 月 16 日に(株)まちづくり姫路を設立した。

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(株)まちづくり姫路、姫路商工会議所が中心となり、「中心市街地の活性化に関する法律」第15条に基づく姫路市中心市街地活性化協議会が平成20年11月11日に設立された。

また、姫路市中心市街地活性化基本計画について集中的に審議、検討を行うため、同協議会に幹事会及び基本計画検討分科会が設置された。

さらに、中心市街地活性化の各要素（大手前通り、まちなか居住、まちなか集客施設、まちなか産業誘致、域内交通、商業）毎に調査・研究を行う部会が設置された。

構成員及び開催状況は以下のとおり。

(1) 構成員

(平成26年7月現在)

役職名	所属団体名	役職名
会長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市	副市長
	(株)まちづくり姫路	取締役
委員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街(振)	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街(振)	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
	播州建材(株)	代表取締役社長
	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街(振)	理事長
	姫路駅前通商店会	会長
	姫路おでん(協)	理事長
	NPO 法人姫路コンベンションサポート	理事長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
	姫路市商店街連合会	会長
	姫路商工会議所女性会	会長
	姫路城下町街づくり協議会	
	姫路信用金庫	総務部長
	姫路不動産(株)	代表取締役会長
	姫路御幸通商店街(振)	理事長
	ヤマサ蒲鉾(株)	代表取締役社長
(株)ヤマトヤシキ	執行役員社長室長	
監事	大手前通り街づくり協議会	会長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事

(2) 規約

姫路市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 姫路商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり姫路
 - (3) 姫路市
 - (4) 法第15条第4項第1号および第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、または、なくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長および副会長)

- 第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(事務所)

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

(会計年度)

- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(収入および支出)

- 第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。
- 2 会費については、別途定める。
 - 3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

- 第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。
- 2 監事は、会長が指名する。
 - 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

(除名)

- 第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。
- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(解散)

- 第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附則)

- 1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

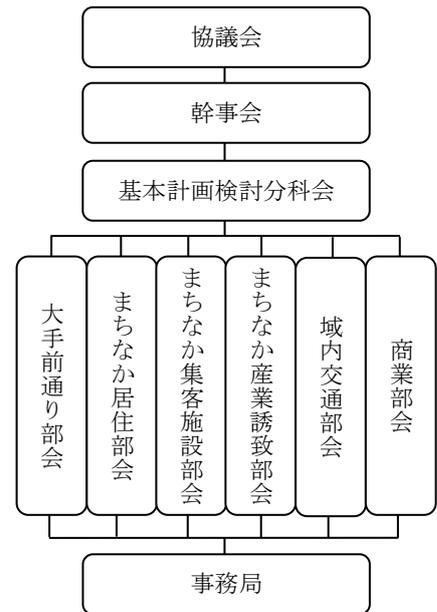
(3) 開催状況

① 総会等の開催状況

年月日	会議（内容）
平成20年7月30日	第1回準備会の発足
平成20年8月26日	第2回準備会（講演会等）
平成20年10月1日～2日	第3回準備会（先進都市事例視察）
平成20年11月11日	第1回総会（設立総会）
平成20年12月24日	第1回幹事会（構成員加入の承認、基本計画検討分科会の設置等）
平成21年1月20日	第1回基本計画検討分科会（講演会等）
平成21年1月30日	第2回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年2月17日	第2回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画等）
平成21年2月27日	第3回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年3月17日	第3回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画等）
平成21年3月25日	第4回幹事会（構成員加入の承認、21年度事業計画及び収支予算等）
平成21年3月25日	基本計画検討結果発表会
平成21年4月21日	第4回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画等）
平成21年5月1日	第5回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年5月26日	第5回基本計画検討分科会（各部会の活動状況等）
平成21年5月26日	第6回幹事会（構成員加入の承認、20年度事業報告及び収支決算等）
平成21年6月16日	第6回基本計画検討分科会（各部会の活動状況等）
平成21年6月16日	第2回総会（20年度事業報告及び収支決算、21年度事業計画及び収支予算等）
平成21年7月14日	第7回基本計画検討分科会（各部会の活動状況等）
平成21年7月16日	第7回幹事会（構成員加入の承認）
平成21年8月12日	第8回基本計画検討分科会（姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見等）
平成21年8月12日	第3回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見等）
平成22年6月1日	第4回総会（21年度事業報告及び収支決算、22年度事業計画及び収支予算等）
平成23年3月28日	第5回総会（役員の選任、姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見）
平成24年3月9日	第6回総会（22年度事業報告及び収支決算、23年度事業計画及び収支予算等）
平成24年6月29日	第7回総会（23年度事業報告及び収支決算、24年度事業計画及び収支予算等）
平成24年10月22日	第8回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見）
平成25年3月14日	第9回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見等）
平成26年3月31日	第10回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見等）
平成26年7月30日	第11回総会（25年度事業報告及び収支決算、26年度事業計画及び収支予算等）
平成26年10月23日	第12回総会（姫路市中心市街地活性化基本計画変更に対する意見等）

②部会の開催状況

○大手前通り部会 第1回 平成21年5月20日 第2回 平成21年6月17日 第3回 平成21年7月9日 第4回 平成21年8月3日	○まちなか産業誘致部会 第1回 平成21年5月22日 第2回 平成21年6月19日 第3回 平成21年7月6日 第4回 平成21年8月6日
○まちなか居住部会 第1回 平成21年5月25日 第2回 平成21年6月15日 第3回 平成21年7月7日 第4回 平成21年7月28日	○域内交通部会 第1回 平成21年5月19日 第2回 平成21年6月2日 第3回 平成21年6月30日 第4回 平成21年7月22日
○まちなか集客施設部会 第1回 平成21年5月21日 第2回 平成21年6月10日 第3回 平成21年7月3日 第4回 平成21年7月24日	○商業部会 第1回 平成21年5月20日 第2回 平成21年6月10日 第3回 平成21年6月24日 第4回 平成21年7月8日 第5回 平成21年7月22日 第6回 平成21年8月5日



【姫路市中心市街地活性化協議会の組織】

(4) 姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見

平成 21 年 8 月 28 日に協議会から市に提出された意見は以下のとおり。

姫路市中心市街地活性化基本計画に対する意見

はじめに

姫路市中心市街地活性化基本計画は、基本的な方針等大きな方向性について極めて妥当性が高い内容となっている。その方向性を具現化するため姫路市中心市街地活性化協議会において検討を行い、姫路市中心市街地が真の意味で活性化するためには更なる追加事業が必要であると結論付けた。

そのような認識のもと、姫路市中心市街地活性化協議会では、中心市街地活性化法改正の理念に則り、まちづくりの各要素（都市基盤整備、定住人口、都市福利施設、就業人口、域内交通機能、商業）をそれぞれ充実させていくことが必要不可欠であると考え、右記ガイドラインに基づき、要素ごとに右記のとおり 6 部会を組織して具体的な事業について検討を進めてきた。姫路市職員も全部会に所属してすべての会議に出席し、ともに意見集約に努めた。

検討期間が短く、かなり厳しい日程での検討にはなったが、その期間の中でも計 3 9 回、延べ出席者数 4 7 6 名、会議時間合計 6 3 時間強もの議論を重ねて意見集約に努めた。短期間であるが故に、意見を実際に計画し実践する段階までは到達していないものの、大きな方向性については示すことができたのではないかと自負している。

姫路市中心市街地活性化協議会
会長 米田 徳夫

姫路市中心市街地活性化協議会 ガイドライン

播磨の中核都市「姫路」の中心市街地の活性化を図るため、つまり、まちの賑わいを創出するため、姫路市中心市街地活性化協議会は下記のガイドラインに基づき、姫路市中心市街地活性化基本計画について検討する。

1. まちの賑わいは、長期に及ぶ施策、事業を反映して効果を発揮する。姫路市中心市街地活性化基本計画は、「着眼長期、着手 5 ㄱ年」の観点で策定、実施、調整されるものであるという認識のもと、検討を進める。
2. 姫路市中心市街地活性化を図るにおいて、旧中心市街地 7 4 h a の「賑わい復活」を必須課題とする。
3. 旧中心市街地の活性化を図るうえで、商店街の活性化は必要不可欠である。そこで、商店街を「花」に例えると、
 - (1) 街路等の整備を始めとした都市基盤整備事業は、花を咲かせるための「土」壌づくりである。
 - (2) 行政機関、病院、学校等の都市福利施設は、大輪の花を支える「茎」である。
 - (3) 職場と従業者は、養分をつくる「葉」である。
 - (4) 公共交通機関、自転車等の中心市街地内回遊を促進する、歩行を補完する域内交通機能は、根・茎・葉・花を結ぶ「管」である。
 - (5) 土（都市基盤整備）、根（定住人口）、茎（都市福利施設）、葉（昼間人口）、管（域内交通機能）が揃って、その上に大輪の花（商業）が咲く。土、根、茎、葉、管のいずれが欠け、イベント等の集客により活性化したように見える商業は造花に過ぎない。

姫路市中心市街地活性化協議会 部会

1. 大手前通り部会 (部会員数： 1 1 名)
2. まちなか居住部会 (部会員数： 8 名)
3. まちなか集客施設部会 (部会員数： 9 名)
4. まちなか産業誘致部会 (部会員数： 9 名)
5. 域内交通部会 (部会員数： 8 名)
6. 商業部会 (部会員数： 1 6 名)

1. 官民共同の「姫路まちづくり推進機構（仮称）」の設置について

姫路市中心市街地活性化基本計画（以下、「基本計画」と言う。）を姫路市が策定しているが、もっとも重要なことは基本計画を実行することであり、また、状況に応じて追加事業を計画、推進して、中心市街地を活性化することだと考えている。

ついては、基本計画の進捗管理や状況に応じた見直し、また、事業によっては推進自体を担う組織として、官民共同の「姫路まちづくり推進機構（仮称）」を姫路市中心市街地活性化協議会（以下、「当協議会」と言う。）の下に常設することを提案する。

同機構は、構成団体の責任者で組織される定例会議において基本計画の進捗管理を行うとともに、関連組織の職員等が常勤して姫路のまちづくりに関する調査、企画、調整、事業推進・支援等に取り組む。特に、定例会議においては、事業計画の見直し、追加事業の検討等重要な意思決定を行う必要があるため、構成団体内部組織の事務分掌に捉われずに意思決定をすることができる責任者で組織されることが肝要である。

2. 中核区域の設定について

旧基本計画区域約74haが姫路市の中核であり、中核における更なる賑わい創出が姫路市の活性化につながると認識している。そこで、基本計画区域の中でも、核となる旧基本計画区域を中核区域と位置付け、中核区域の活性化に重点的に取り組まれない。

3. 大手前通りの整備、および、利活用について

大手前通りは、姫路城と姫路駅を結ぶ姫路のメインストリートであり、姫路市中心市街地、特に、中核区域を象徴する都市空間である。

姫路市において整備計画を策定される際には、沿道地権者、住民、事業者等の意向を十分に汲まれるよう留意されたい。大手前通り両端の二核である駅前広場と姫路城の整備時期に合わせ、遅滞なく整備を完了するよう要望する。

利活用については姫路まちづくり推進機構（仮称）で協議、検討し、イベント実施の際にはスムーズに許可が下りるよう官民共同で取り組むよう提案する。

4. 街なか居住の促進について

街なか居住を促進するため、共同住宅等の供給が欠かすことのできない要件である。その起爆的プロジェクトとして、キャスティ21コアゾーンの一部を1千人規模の居住が見込まれる共同住宅用地として整備するよう位置付けられたい。加えて、住宅供給、特に、共同住宅供給を促進する補助制度を創設するよう提案する。

中核区域における居住促進補助制度を創設することも合わせて提案する。

5. 街なか集客施設の整備について

世界中からコンベンションを誘致することを狙い、世界文化遺産 姫路城や好古園と一体化し、宿泊機能も有した2,500人規模の国際コンベンションセンターを整備することを提案する。

姫路城周辺、たとえば、姫路警察署跡地に、姫路城について知り、学び、体験できる姫路城文化館（仮称）の整備を提案する。

6. 街なか産業誘致について

街なかの昼間人口を増やし、生涯現役プロジェクトを推進するため、市立生涯学習大学の街なかキャンパスを、中核区域内に、具体的には、姫路商工会議所街の駅を建て替えて設置することを提案する。

7. 中心市街地循環バスの実現について

拡散した都市機能を結び、中心市街地における回遊性を高めるため、中心市街地循環バスの運行が必要であると考えられる。については、社会実験の実現に向けて取り組むよう要望する。

8. 中心商店街の振興について

中心商店街において、気軽に集まり、相談できる場づくり等自主的な活動に取り組んでいくべく検討を進めていこうと考えている。

また、街なかへの集客のため、姫路まちづくり推進機構（仮称）に街なか情報を一元的に集約し発信する仕組みをつくることを提案する。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（1）客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

本市では平成11年3月に策定した旧基本計画に基づき、中心市街地における市街地の整備改善及び商業活性化を図ってきた。しかし、現況データ等の把握、市民等の意向調査の分析によると、中心市街地は「まちの顔」としての重要な役割が低下しつつあり、その活力の低下は依然として続いている。

今後の中心市街地活性化を図る上では、これらの客観的現状分析、市民等の意向調査を踏まえ、市街地の整備改善、商業活性化に加え、街なか居住の推進や都市福利施設の整備、公共交通の利便性向上などを含めた総合的かつ一体的なまちづくりを推進していく必要がある。

また、これらの事業の実施に当たっては、民間活力の導入が不可欠であり、また、行政、商工会議所、商業者、民間団体等それぞれが当事者意識と危機感を共有することが重要であることから、これらの団体で構成された姫路市中心市街地活性化協議会との十分な連携を図りながら取り組んでいくこととする。

①旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔2〕これまでの中心市街地活性化の取組と検証」に記載

②客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔3〕中心市街地の現状分析」に記載

③地域住民のニーズ等の把握と現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔4〕地域住民のニーズ等の調査・分析」に記載

（2）パブリック・コメントの実施

本基本計画案について市民の意見を聴取し、計画作成の参考とするため、平成20年12月15日～平成21年1月14日にかけてパブリック・コメントを実施し、市民から7件の意見が寄せられた。提出意見は以下のとおりである。

- ・姫路駅周辺はどんどん変わっているが、中心市街地はウィンドウショッピングなどまち歩きの楽しみの魅力があまりないような気がする。お店の人たちにもっと頑張ってもらいたい。
- ・自転車環境整備は低炭素化社会に向けても重要だと思うが、街なかの放置自転車や商店街への自転車の乗り入れなどへの対策にもしっかり取り組んでもらいたい。
- ・かつてのように中心市街地の商店街の方がそこに住まうことが活性化につながるのではないか。商店街への居住を進めることも考えればいい。
- ・姫路城は素晴らしいが、それだけでは中心市街地に行こうとも思わない。また、JR 姫路駅にプリエ姫路がオープンして賑わっているが、特別な用でもない限り、現状では中心市街地を回遊してみようかとも特に思わない。基本計画には色々と事業が記載されているが、中心市街地に行ってみたいと思えるような「わくわく感」につながる事業が不足しているように思う。
- ・大手前通りの活用は中心市街地活性化の大きな要素になると思う。市民も観光客も楽しんで歩けるように、この際、思い切ってリニューアルすればどうか。
- ・あまり目新しい事業が無いように思う。なにかと厳しい状況だと思うが、誰もが関心を持つようなこれはというような事業が必要。
- ・商店街には買いたいと思うものが無い。また、有ってもわざわざ中心市街地に買いに行く必要が無く、郊外のショッピングセンターで間に合うものが多い。商店街の各店舗の魅力を高めるために、他とは違う差別化した戦略が必要。